

(説明用)

半田市情報公開閲覧等請求書に関することについて

地域福祉課

成年後見制度に係る市長による審判の請求に関する以下の文書 (①～③)

①市長による審判の請求手続きを含む該当制度利用支援事業の詳細 (被後見人等対象者の決定基準等を含む) を定めた現行の要項、内規等

- ・「成年後見利用促進事業の実施に関する協定書」(写)
- ・「成年後見利用促進事業の実施に関する変更協定書」(写)

※平成20年度から知多5市5町で成年後見利用促進事業を共同で開始しており、
当市としての要項・内規はありません。

②審判請求及び同制度利用支援事業に係る平成22年度予算の詳細

- ・「関係市町ごとの負担金」(写)
- ・「平成22年度歳出当初予算見積書」(写)

③審判請求および同制度利用支援事業に係る平成21年度実績

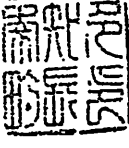
- ・特定非営利活動法人知多地域成年後見センターから提出された「平成21年度事業実施報告および精算書」の一部(写)

市長による審判の請求手続きを含む該当制度利用支援事業の詳細（被後見人等
対象者の決定基準等を含む）を定めた現行の要項、内規等


- ・「成年後見利用促進事業の実施に関する協定書」（写）
- ・「成年後見利用促進事業の実施に関する変更協定書」（写）



成年後見利用促進事業の実施に関する協定書




民法（明治29年法律第89号）に規定する成年後見制度の利用促進を図るため、半田市、常滑市、東海市、大府市、知多市、阿久比町、東浦町、南知多町、美浜町及び武豊町（以下「関係市町」という。）は、合意に基づき、成年後見利用促進事業（以下「事業」という。）に関し、必要な事項を定める。




（事業対象者）


第1条 事業対象者は、関係市町に住所を有する者とする。




（事業内容）

第2条 事業の内容は、次のとおりとする。

- 
- (1) 前条の者に係る親族若しくは関係市町又は地域包括支援センター等相談支援機関等からの成年後見制度利用に関する利用相談及び情報提供
 - (2) 成年後見制度利用に係る後見開始の審判申立（保佐開始、補助開始、成年後見監督人、保佐監督人及び補助監督人に係る審判申立を含む。）及び審判の取消し申立の手続き支援
 - (3) 老人福祉法（昭和38年法律第133号）第32条、知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第28条及び精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第51条の11の2に規定する関係市町長の審判申立に必要な調査及び書類準備
 - (4) 成年後見制度に係る成年後見人、保佐人、補助人、成年後見監督人、保佐監督人及び補助監督人（以下「成年後見人等」という。）の事務及び成年後見人等となる者を推薦している団体等との調整
 - (5) 成年後見制度の広報事業及び啓発事業並びに研修及び講習等の普及事業
 - (6) その他前各号に掲げるものに附帯する事業



（実施方法）



第3条 事業は、特定非営利活動法人知多地域成年後見センター（以下「成年後見センター」という。）に年度毎に委託して実施するものとする。

- 2 前項の委託に際して、半田市を幹事市町とし、委託事務を行うものとする。
- 3 成年後見センターは、事業実施のための事務所を、半田市及び知多市の2か所に

置くものとする。

- 4 成年後見センターは、事業実施のために、前項の各事務所に、常勤職員2人以上を配置するものとする。ただし、その内の1人は成年後見制度に精通し後見業務を遂行しうる職員とする。
- 5 成年後見センターは、前項ただし書の職員については、事前に、履歴を記した書面を付して、第5条に規定する運営委員会に諮るものとする。
- 6 成年後見センターは、事業の適正化を図るため、弁護士や司法書士等で構成される運営適正化委員会を設置するものとする。
- 7 前条第4号の事務は、弁護士や司法書士等の職業的受任資格者と調整を行い、弁護士や司法書士等の職業的受任資格者が、成年後見人等報酬等の勘案から受任できる状況にない者とする。

(事業費及び負担金等)

第4条 事業に要する経費は、平成20年度は別表1に掲げる額とする。

2 関係市町は、前項の経費を、次の方法により按分算定した額を負担する。

(1) 均等割 100分の10

人口割 100分の90

(2) 前号の人口割の人口は、前年度の4月1日現在の住民基本台帳法に規定する登録者数及び外国人登録法に規定する登録者数の合計数とする。

3 前2項に基づき算定した関係市町ごとの平成20年度負担金は、別表2のとおりとする。

4 幹事市町以外の関係市町は、幹事市町に前項の負担金を納入するものとする。

5 前項の負担金の納入は、幹事市町が発行する納入通知書により4月及び9月のそれぞれ25日までにを行うものとする。

6 幹事市町は、他の関係市町に対し、毎年度終了後から2月以内に、成年後見センターから提出を受けた事業報告書及び精算書の写しを交付するものとする。

7 平成21年度以降の第1項及び第3項の額は、次条に規定する運営委員会で平成20年度に準じて算定する額とする。

(運営委員会)

第5条 関係市町は、事業の円滑な実施のために、別に定める成年後見利用促進事業運営委員会を設置するものとする。

2 この協定に定めのない事項又はこの協定に関し疑義を生じたときは、前項の運営委員会で協議して定めるものとする。

(その他)

第6条 関係市町は、対象者の生活・医療・介護・福祉などに関し、成年後見センターの事業実施に協力するものとする。

この協定の証として本書10通を作成し、当事者押印の上、各自1通を保管する。

平成20年4月1日

半田市長 榊原伊



阿久比町長 竹内啓



常滑市長 片岡憲彦



東浦町長 井村徳光



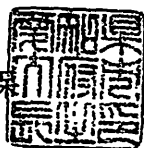
東海市長 鈴木淳雄



南知多町長 沢田壽



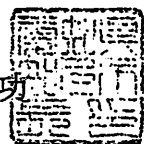
大府市長 久野孝保



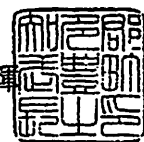
美浜町長 山下治夫



知多市長 加藤 功



武豊町長 初山芳輝



成年後見利用促進事業の実施に関する変更協定書

半田市、常滑市、東海市、大府市、知多市、阿久比町、東浦町、南知多町、美浜町及び武豊町との間において平成20年4月1日付けで締結した成年後見利用促進事業の実施に関する協定（以下「原協定」という。）の一部を次のように変更する協定を締結する。

第1条 原協定第4条第1項中「平成20年度」を「平成22年度」に改め、同条第2項第1号を次のように改める

- (1) 均等割 100分の10
 人口割 100分の70
 受任件数割 100分の20

第2条 原協定第4条第2項に次の1号を加える。

- (3) 第1号の受任件数割の受任件数は、前年度の4月1日現在の件数とする。

第3条 原協定第4条第3項中「平成20年度」を「平成22年度」に改め、同条第7項中「平成21年度」を「平成23年度」に、「平成20年度」を「平成22年度」に改める。

第4条 原協定書別表1及び別表2を次のように改める。

別表1（第4条関係）

区分	金額 (千円)	積算項目 (千円)		摘要
人件費	23,120	正規職員(5人)	21,870	6,900,000円×1人、4,500,000円×1人、 3,600,000円×1人、3,360,000円×1人、 3,510,000円×1人
		非正規職員(1人)	1,250	
物件費	5,018	専門家顧問料	480	弁護士360,000円、税理士120,000円
		運営適正化委員会運営費	96	謝礼交通費5,000円×4人×4回、会議費16,000円
		啓発事業費	450	啓発フォーラム50,000円、 サポーター養成講座一式400,000円
		裁判所申立経費	980	印紙・切手・鑑定預宅金・証明書発行手数料・診断書 70,000円×14人
		研修費	100	職員研修(千葉)
		車両賃借料(4台)	1,224	2台×12月×30,000円、2台×12月×21,000円
		保険料	60	賠償責任保険、傷害保険、受託者賠償保険料
		旅費交通費	546	ガソリン代456,000円、通行料・駐車料金90,000円
		通信費	770	固定電話300,000円、携帯電話300,000円、 インターネット90,000円、郵送料80,000円
		事務用設備費	312	電話、FAX、コピー(リース料)
合計	28,138			

(摘要) 区分間、項目間の流用を認めるもの。

別表2 (第4条関係)

市町名	人口 H21.4.1 現在 (人)	均等割 (A) 事業に 要する 経費の 10% 2,813.8 ↓ 2,810 (千円)	人口割 (B)			受任件数割 (C) 事業に要する経費の20% 5,627.6→5,627 (千円)				関係市 町ごと の負担 金 (A)+(B) +(C) (千円)
			事業費に要する経費の70%+ 均等割の端数+受任件数割の 端数 19696.6+3.8+0.6 (千円) →19,701 (千円)			受任 件数 H21.4.1 現在 (件)	調整前 算定値	調整用 算定値	調整後 算定値	
半田市	120,333	281	3,840	3,840.1	3,840	5	1,407	1,406.7	1,407	5,528
常滑市	55,036	281	1,756	1,756.35	1,756	0	0	0	0	2,037
東海市	107,657	281	3,436	3,435.6	3,436	1	281	281.35	281	3,998
大府市	84,720	281	2,704	2,703.6	2,704	3	844	844.05	844	3,829
知多市	86,911	281	2,774	2,773.5	2,774	5	1,407	1,406.7	1,407	4,462
阿久比町	25,079	281	800	800.34	800	1	281	281.35	281	1,362
東浦町	50,146	281	1,600	1,600.3	1,600	4	1,125	1,125.4	1,126	3,007
南知多町	21,112	281	674	673.74	674	0	0	0	0	955
美浜町	24,018	281	766	766.48	766	0	0	0	0	1,047
武豊町	42,327	281	1,351	1,350.7	1,351	1	281	281.35	281	1,913
合計	617,339	2,810	19,701	19,701	19,701	20	5,626	5,627	5,627	28,138

<端数調整の算定方法>

- 1 関係市町が負担する均等割の算定は、負担額が千円単位となるよう算定する。関係市町の均等割負担額の合計は、事業に要する経費の10%の額内で最も10%の額に近くなるようにするものとする。
- 2 関係市町が負担する受任件数割の算定は、負担額が千円単位となるよう算定し、千円未満の端数が生じた場合は、その端数は四捨五入するものとする。関係市町の受任件数割負担額の合計は、事業に要する経費の20%の額内で最も20%の額に近くなるようにするものとする。

ただし、この算定で、関係市町の受任件数割負担額の合計が、事業に要する経費の20%の額内で最も20%の額に近い額に満たないときは、切り捨てられた端数の大小を勘案し、大であるものから順次切り上げとする処理を行い、事業に要する経費の20%の額内で最も20%の額に近い額となるよう調整する。また、関係市町の受任件数割負担額の合計が、事業に要する経費の20%の額内で最も20%の額に近い額を超えるときは、切り上げられた端数の大小を勘案し、小であるものから順次切り捨てとする処理を行い、事業に要する経費の20%の額内で最も20%の額に近い額となるよう調整する。

- 3 人口割は、事業に要する経費の70%の額に均等割及び受任件数割負担額を算出した際の端数を加えた額とする。関係市町が負担する人口割の算定は、負担額が千円単位となるよう算定し、千円未満の端数が生じた場合は、その端数は四捨五入するものとする。

ただし、この算定で、関係市町の人口割負担額の合計が、事業に要する経費の70%の額に均等割及び受任件数割負担額を算出した際の端数を加えた額に満たないときは、切り捨てられた端数の大小を勘案し、大であるものから順次切り上げとする処理を行い、事業に要する経費の70%の額に均等割及び受任件数割負担額を算出した際の端数を加えた額となるよう調整する。また、関係市町の人口割負担額の合計が、事業に要する経費の70%の額に均等割及び受任件数割負担額を算出した際の端数を加えた額を超えるときは、切り上げられた端数の大小を勘案し、小であるものから順次切り捨てとする処理を行い、事業に要する経費の70%の額に均等割及び受任件数割負担額を算出した際の端数を加えた額となるよう調整する。

この協定の証として本書10通を作成し、当事者押印の上、各自1通を保管する。

平成22年4月1日

半田市長 榊原 純夫

阿久比町長 竹内 啓二

常滑市長 片岡 憲彦

東浦町長 井村 徳光

東海市長 鈴木 淳雄

南知多町長 沢田 壽一

大府市長 久野 孝保

美浜町長 山下 治夫

知多市長 加藤 功

武豊町長 初山 芳輝